

京都市店頭回収促進助成に係るQ & A

Q 1 助成の対象は物品小売業者となっているが、物品小売業者の定義は何か。

A 1 百貨店・総合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストアなど、実店舗を有し、物品の小売を行う事業者を指します。

日本標準産業分類では、大分類 I（卸売業、小売業）のうち、中分類 5 6（各種商品小売業）、中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業）、中分類 5 8（飲食料品小売業）、中分類 5 9（機械器具小売業）、中分類 6 0（その他の小売業）の業種で、店舗において物品の小売を行っている事業者を想定しています。

Q 2 助成上限額の考え方は。

A 2 より多様な品目を回収いただけるよう、回収品目が増えるごとに、5 万円ずつ上限額が増える仕組みとしています（最大 1 5 万円）。

なお、品目ごとに対象経費を算定し、それぞれ 5 万円を上限として助成する取り扱いではありません。

【例】新たに品目 A と B の 2 品目を回収する場合は、助成上限額が 1 0 万円となります。

この際、品目 A の回収ボックスの購入に 1 7 万円、品目 B の回収ボックスの購入に 3 万円を要したとすると、助成対象経費は 2 0 万円、助成額はその 2 分の 1 で 1 0 万円（＝上限額）となります。

仮に、品目 A のみ新たに回収する場合は、助成上限額は 5 万円となるため、1 7 万円の回収ボックスの購入に対して、助成額は 5 万円となります（1 2 万円の自己負担が発生）。このため、上記のようなケースでは、品目 B を併せて回収いただく方が、助成額を充実させることができ、自己負担額を減らすことができます。

Q 3 2 品目の回収を開始することを考えているが、うち 1 品目は回収業者から容器の提供を受けるために、回収開始に当たって経費が発生しない。この場合も 2 品目としての取り扱いになって、助成金の上限額は 1 0 万円となるのか。

A 3 新たに 2 品目回収される場合であっても、うち 1 品目の開始に当たって、助成対象となる経費が発生しない場合は、1 品目として取り扱い、上限額は 5 万円となります。

Q 4 品目数の考え方は。例えば、アルミ缶とスチール缶を別々に分別回収する場合は、2品目として扱うことができるのか。

A 4 品目については、以下の区分で考えており、アルミ缶とスチール缶は「缶」として、別々に回収する場合も1品目として扱います。(他にも、乾電池とボタン電池は「電池」として考えます。)

以下にない品目について回収される場合は、別途、御相談ください。

【回収品目の区分】

①新聞・ダンボール、②雑がみ（紙箱、包装紙など）、③紙パック、④アルミ付き紙パック、⑤缶（アルミ、スチール）、⑥びん、⑦ペットボトル、⑧食品トレイ、⑨プラスチック類（食品トレイ、ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装、プラスチック製品）、⑩充電式電池、⑪電池（乾電池、ボタン電池）、⑫小型家電、⑬古着類、⑭使用済てんぷら油

Q 5 回収容器は1つだが、電池と充電式電池について回収口を分けて回収する場合、回収品目数の考え方はどうなるのか。

A 5 複数の品目を1つの回収容器で集める場合であっても、投入口が品目ごとに分けられており、さらに容器内で混ざることがない構造で、かつ品目ごとに適切にリサイクルするのであれば、それぞれ1品目として取り扱います。

一方、複数の品目を同一の容器で回収する場合で、投入口を分けないなど、混合した状態で回収する場合は1品目として取り扱います。

Q 6 ペットボトルとペットボトルキャップを分けて回収する場合、2品目として扱うことはできるのか。

A 6 素材が異なるペットボトルキャップを分別回収することは意義のあることではあるものの、ペットボトルキャップはペットボトルに付随するものであるため、1品目として取り扱います。

ただし、ペットボトルキャップだけではなく、その他のプラスチック類（詰め替え用のパウチ、プラスチック製の文具など）を一緒に集めるのであれば、別品目（プラスチック類）として扱います。

Q 7 京都市内に新たに店舗を開店するに当たり、新規に店頭回収を開始したい。
この場合、本助成金を活用することは可能か。

A 7 可能です。本助成金の趣旨を踏まえ、できる限り多様な品目を回収のうえ、
適切なリサイクルを実施いただきますよう、お願いいたします。

Q 8 しばらく休業していた店舗を再開することになり、店頭回収を開始したい。
この場合、本助成金を活用することは可能か。

A 8 休業前に回収していた品目から、新たに品目を増やして店頭回収を実施する
場合、新たに回収する品目について、本助成金を活用いただくことが可能で
す。

Q 9 制度を活用して新たに3品目の店頭回収を開始することを計画し、回収ボッ
クスを設置したが、回収を開始して間もなく、1品目の回収を中止することにな
った。この場合、助成金は一部返還となるのか。

A 9 本事業では、継続して店頭回収を実施されることを前提として助成を行って
いることから、御質問のような場合は、助成金の返還対象になると考えられま
す。

具体的には、回収を中止した1品目に係る経費を除いたうえで、残りの2品
目に係る経費を基に助成額を再算定し（この場合、上限額は10万円が適用さ
れます）、実際に交付した助成額との差額分について、本市に返還いただくこと
となります。

このような状況が発生した場合は、速やかに本市に報告いただき、対応につい
て御相談ください。

Q10 手数料を徴収して回収する場合は、助成の対象となるのか。

A10 無償で回収するもののみ助成対象としているため、有償の場合は対象外です。

Q11 既に回収していた品目に替えて、別の品目を回収する場合、助成の対象となる
のか。

A11 品目の増加を伴わない場合は対象外です。